

## 「行政文書の管理に関するガイドライン」の一部改正案に対する国民からの御意見募集の結果と考え方

- 意見募集期間：平成 24 年 5 月 22 日(火)から 6 月 8 日(金)まで
- 意見提出件数：18 件（「個人」：9 人（16 件）、「団体」：2 団体（2 件））

内容	御意見の要旨	御意見に対する考え方
歴史的緊急事態の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総理が閣議決定で決定すべき。</li> <li>・ 事務方で条件によって判断できるようにしておき、該当しない場合のみ大臣が判断すべき。</li> </ul>	<p>ガイドライン改正案では、御意見のとおり、歴史的緊急事態の該当性を政府全体で判断するために公文書管理担当大臣が閣議等の場で了解を得て判断することとしております。</p> <p>また、その判断についても、①当該事態の社会的な影響の大き、②政府全体としての対応の有無、③当該事態の教訓が将来に生かされるようなものであるか否かを考慮して、迅速に対応したいと考えております。</p> <p>なお、御意見も踏まえ、上記判断要素については、各府省とも共有し、判断前であることを理由とした未作成が生じないように対応してまいります。</p>
記録の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策の決定又は了解の有無を明確な区分ができないことや、行政機関の恣意的な判断により記録が作成されないおそれがあるので、会議体等は全て議事録又は議事概要を作成すべきではないか。</li> <li>・ 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項については、諸条件による選別をするまでもなく、会議・会合についての記録の作成は義務付けられるべき。</li> </ul>	<p>歴史的緊急事態に対応する会議等については、通常の会議とは異なり、随時散発的に議論が行われるものがあることから、会議等の性格に応じた適切な記録の在り方を定める必要があります。</p> <p>また、ガイドライン改正案では、「設置又は開催当初は政策の決定又は了解を行わない会議等であっても、その後、政策の決定又は了解を行うこととなった場合には、政策の決定又は了解を行う会議として記録を作成するものとする。」旨を記述しています。</p> <p>また、各府省の対応が不十分な場合は、内閣府においても、必要に応じ、文書の作成・保存状況の調査を行い、文書の作成・保存を求めるなどの対応をとってまいります。</p>

内容	御意見の要旨	御意見に対する考え方
事後作成の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の記憶に頼れば、議事録等が不正確となるので、録音記録を作成すべき。</li> <li>・ 録音物や会議参集者の作成したメモ、映像、備忘録などを行政文書として扱うべき。</li> </ul>	<p>ガイドライン改正案においては、原則3か月以内という期限を設け、記憶が薄れない期間内に議事内容の記録を作成することとしています。</p> <p>会議場における設備や会議の性格上録音ができない場合もあるので、録音を一律に義務付けることは困難ですが、マニュアル等で事後作成に支障をきたさない措置を講ずることとしています。</p> <p>なお、メモ、映像、備忘録などが行政文書となるかどうかについては、公文書管理法第2条第4項に基づき判断されることとなります。</p>
情報の共有・責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常時であっても、適切な行政運営、業務遂行のために記録の作成及び共有が必要であるということが先であって、そのことによって記録が将来の教訓として活かされるとすべきである。</li> <li>・ 記録を作成する責任を始めの段階で確認すべきである。</li> </ul>	<p>今般の東日本大震災の事例では、業務の必要性のみでは、適切な議事内容の記録に関する文書が作成されなかったという面もありますが、御指摘のような行政文書の意義については、研修等を通じ、周知をしております。</p> <p>また、ガイドライン改正案では、マニュアル等において記録の作成の責任体制を明確化する等の措置を講ずることを定めております。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインの改正には賛成だが、少なくとも重要な政策決定や情報交換等が予定されている閣議、閣僚懇談会、省議については、議事録を作成・公表すべきである。</li> </ul>	<p>御指摘のような閣議等の記録の在り方については、引き続き検討してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書は簡にして要を得たものとするべき。</li> <li>・ 電磁的手段による文書の作成・決裁・保存を推進すべき。</li> </ul>	<p>今回のガイドライン改正案に直接関係する内容ではないですが、御意見につきましては、参考にさせていただきます。</p>